

たつの市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の未来を担う若者の定住を促進し、地域産業を支える優れた人材の確保を図るため、本市に定住する意思を持ち、奨学金の返還を行う若者に対し、予算の範囲内で若者定住促進奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金その他学資として貸与される奨学金で市長が認めるもの（その返還に係る利子を含む。）をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院、専門職大学及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校（専門課程又は高等課程に限る。）、高等学校及び特別支援学校（高等部に限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、返還中である者
- (2) 本市に住所を有し、次条第2項に規定する登録決定を受けた日（以下「登録決定日」という。）から継続して本市に3年以上定住する意思を有する者
- (3) 次条第1項に規定する登録申請時において、大学等を卒業している30歳未満の者
- (4) 雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して雇用されている者又は自ら事業を営む者
- (5) 本市に納付すべき税を滞納していない者
- (6) 返還すべき奨学金を滞納していない者
- (7) 奨学金の返還を支援する他の制度を利用していない者
- (8) たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

(補助対象者の登録等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、若者定住促進奨学金返還支援事業補助金補助対象者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、補助対象者の登録を受けなければならない。ただし、登録申請は、1人につき1回限りとする。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類
- (2) 奨学金の返還金額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類
- (3) 大学等を卒業したことを証する書類
- (4) 勤務先及び就業年月日を証する書類(労働条件通知書、雇用契約書の写し等)。
ただし、自ら事業を営む者にあつては、その事実を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する登録申請書を受理した場合は、その内容を審査し、登録の決定(以下「登録決定」という。)をしたときは、若者定住促進奨学金返還支援事業補助金補助対象者登録決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更等)

第5条 登録決定を受けた者(以下「登録決定者」という。)は、登録内容に変更が生じたときは、若者定住促進奨学金返還支援事業補助金補助対象者登録内容変更申請書(様式第3号)に、登録内容の変更が確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する登録内容変更申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、変更を決定したときは、若者定住促進奨学金返還支援事業補助金補助対象者登録内容変更決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(登録の取消し等)

第6条 市長は、登録決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録決定を取り消すことができる。

- (1) 登録決定者から登録辞退の申し出があつたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により登録決定を受けたとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により登録決定を取り消したときは、若者定住促進奨学金返還支援事業補助金補助対象者登録取消通知書(様式第5号)により、当該登録決定者に通知するものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、登録決定日以後、最初の奨学金返還日が属する月から起算して36月に達する月又は奨学金の返還が終了した日が属する月のいずれか早い月までとする。

(補助対象経費)

第8条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する補助対象期間中に返還した奨学金の額とする。ただし、繰上返還により返還した奨学金の額は、交付の対象としない。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、別表補助対象区分欄に掲げる区分ごとに、補助対象経費に同表補助率欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、同表補助金限度額欄に掲げる額を上限とする。

(交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする登録決定者は、市長が別に定める日までに、若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請年度において返還した奨学金の額及び返還した方法が確認できる書類
- (2) 在職証明書（様式第7号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第11条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、若者定住促進奨学金返還支援事業補助金却下通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、若者定住促進奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは期限を定めて、若者定住促進奨学金返還支援事業補助金返還命令書（様式第11号）により、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第9条関係）

補助対象区分	補助率	補助金限度額
本市の区域内に所在する事務所又は事業所に 就業している者	10分の10	3万円／月
上記以外の者	2分の1	1.5万円／月